

# 伊 勢 市 公 報

第 320 号  
平成 31 年 3 月 5 日  
火 曜 日

## 目 次

	頁
<b>教育委員会規則</b>	
○ 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	10
<b>告 示</b>	
○ 市議会定例会の招集について	12
○ 伊勢都市計画道路の変更について	13
○ 道路の区域変更について	14
○ 伊勢市収納代理金融機関の告示事項の変更について	15
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
<b>公 告</b>	
○ 森林整備計画の案の縦覧について	17
○ パブリックコメントの結果公表について	18
○ パブリックコメントの結果公表について	19
○ パブリックコメントの結果公表について	20
○ パブリックコメントの結果公表について	21
○ 犬の抑留について	22

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 2 月 18 日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

## 伊勢市教育委員会規則第1号

### 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則

伊勢市立幼稚園規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3備考4を次のように改める。

- 4 市民税所得割額を算定する場合には、支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に

同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表第3中備考9を備考11とし、同表備考8中「（平成24年法律第65号）」を削り、同表備考8を同表備考10とし、同表備考7を同表備考9とし、同表備考6を同表備考8とし、同表備考5中「（児童手当法（昭和22年法律第164号）第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。））」を削り、同表備考5を同表備考7とし、同表備考4の次に次のように加える。

5 市民税所得割額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により市町村民税が課されないこととなる者は、市民税所得割額が非課税である者とみなす。

6 市民税所得割額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭

和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市の区域内に住所を有する者とみなして、市民税所得割額を算定するものとする。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号(第18条関係)

幼稚園幼児指導要録(学籍に関する記録)

区分 \ 年度	年度	年度	年度
学 級			
整理番号			

幼 児	ふりがな 氏 名			性 別	
		年 月 日 生			
	現住所				
保 護 者	ふりがな 氏 名				
	現住所				
入 園	年 月 日	入園前の 状 況			
転 入 園	年 月 日				
転・退園	年 月 日	進学先等			
修 了	年 月 日				
幼 稚 園 名 及 び 所 在 地					
年度及び入園(転入園) ・進級時の幼児の年齢		年 度 歳 か月	年 度 歳 か月	年 度 歳 か月	
園 長 氏 名 印					
学級担任者 氏 名 印					

幼稚園幼児指導要録(指導に関する記録)

ふりがな		年度			指導の重点等	年度		
		(学年の重点)				(学年の重点)		
氏名								
	年 月 日生							
性別		(個人の重点)			(個人の重点)	(個人の重点)		
ねらい (発達を捉える視点)								
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。	指導上の参考となる事項						
	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。							
人間関係	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。							
	幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。							
環境	身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。							
	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。							
言葉	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。							
	身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたり、それを生活に取り入れようとする。							
表現	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。							
	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。							
出欠状況	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。							
	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。							
表	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。							
	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。							
現	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。							
備考	年度	年度	年度	備考				
	教育日数							
備考	出席日数			備考				

学年の重点：年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入  
指導上参考となる事項：(1) 次の事項について記入すること。

個人の重点：1年間を振り返って、当該幼児の指導について特に重視してきた点を記入

- ① 1年間の指導の過程と幼児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。
    - ・幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該幼児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの
    - その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
    - ・幼稚園生活を通して全体的、総合的に捉えた幼児の発達の姿
  - ② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。
  - (2) 幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入すること。
- 備考：教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動を行っている場合には、必要に応じて当該教育活動を通じた幼児の発達の姿を記入すること。

様式第3号（第18条関係）

幼稚園幼児指導要録抄本

幼 児	ふりがな 氏 名				性 別	
		年	月	日生		
	現 住 所					
保 護 者	ふりがな 氏 名					
	現 住 所					
入 園	年 月 日	転入園	年 月 日	修 了	年 月 日	
幼稚園名 及び所在地		園 長 氏 名 印				
ねらい (発達を捉える視点)					発 達 の 状 況	指 導 上 参 考 と な る 事 項
健 康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。					
	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。					
	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。					
人 間 関 係	幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。					
	身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。					
	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。					
環 境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。					
	身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。					
	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。					
言 葉	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。					
	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。					
	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。					
表 現	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。					
	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。					
	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。					
出 欠 状 況	教育日数	日	備 考			
	出席日数	日				

注 発達の状況の欄は、年度当初と比較して著しい発達が見られたものに○印をしてあります。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第3備考4の改正規定及び附則第3項の規定 平成31年3月1日

(2) 様式第1号から様式第3号までの改正規定 平成31年4月1日  
(経過措置)

2 改正後の別表第3備考5及び備考6の規定は、平成30年9月1日以後の利用に係る保育料から適用し、同日前の利用に係る保育料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第3備考4の規定は、平成31年3月1日以後の利用に係る保育料から適用し、同日前の利用に係る保育料については、なお従前の例による。

伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 2 月 18 日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

## 伊勢市教育委員会規則第 2 号

伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第16条中「附則第 9 条」を「附則第 9 条第 1 項」に改める。

第17条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 学校教育法第34条第 2 項（同法第49条及び附則第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する教材

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 11 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 31 年 2 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 31 年 2 月 25 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

## 伊勢市告示第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成31年2月20日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類及び名称  
伊勢都市計画道路  
3・6・22号高向小俣線
  
- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
  
- 3 縦覧場所  
伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市告示第 13 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 31 年 2 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	高向 36 線	御菌町高向 810 番 14 地先から 御菌町高向 810 番 1 地先まで	旧	1.7～2.7	210.0
			新	4.0	210.0

伊勢市告示第 14 号

平成 17 年 11 月 1 日伊勢市告示第 17 号（伊勢市収納代理金融機関の指定について）の一部を次のように変更します。

平成 31 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 の項中「株式会社UFJ銀行」を「株式会社三菱UFJ銀行」に、「三重信用金庫」を「桑名三重信用金庫」に改める。

伊勢市告示第 15 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、有滝町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 31 年 2 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 三 宅 清 嗣

伊勢市有滝町 2247 番地 6

変更後 中 西 茂

伊勢市有滝町 239 番地 2

## 伊勢市公告第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により伊勢市森林整備計画をたてたいので、同条第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該伊勢市森林整備計画の案を縦覧に供します。

なお、伊勢市森林整備計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、伊勢市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成31年2月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 縦覧期間

自 平成31年2月18日

至 平成31年3月19日

### 2 縦覧場所

伊勢市産業観光部農林水産課

## 伊勢市公告第8号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり伊勢市自殺対策推進計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成31年2月20日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名  
伊勢市自殺対策推進計画（案）
- 2 案の公告日  
平成30年11月26日
- 3 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部健康課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第9号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver.3.0（素案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成31年2月20日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 案の題名

伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver.3.0（素案）

### 2 案の公告日

平成30年11月26日

### 3 提出された意見

なし

### 4 提出された意見に対する市の考え方

なし

### 5 素案の修正内容

なし

伊勢市公告第 10 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり第 2 次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 31 年 2 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名  
第 2 次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）
- 2 案の公告日  
平成 30 年 11 月 28 日
- 3 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
なし

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市情報戦略局企画調整課に備えて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 11 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（平成 31 年度（2019 年度）～平成 35 年度（2023 年度））（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 31 年 2 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 案の題名

伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（平成 31 年度（2019 年度）～平成 35 年度（2023 年度））（案）

### 2 案の公告日

平成 30 年 11 月 30 日

### 3 提出された意見の概要

別紙のとおり

### 4 提出された意見に対する市の考え方

別紙のとおり

### 5 案の修正内容

別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部福祉総務課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第12号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成31年2月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	鹿海町	雑種	白	雄	中	91日 以上	

2 抑留した日 平成31年2月20日

3 抑留期限 平成31年2月28日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）